

短期集中カリキュラムの 組み方

1 行政書士試験の概要

行政書士試験は、年に 1 回行われる法律系国家資格試験です。法律と一般知識の 2 本立てでマークシート式と記述式で実施されます。

(1) 概 要

実施日	11 月の第 2 日曜日（平成 25 年度は 11 月 10 日（日）を予定）
試験時間	13 時～16 時（3 時間）
受験資格	特になし
願書提出	8 月上旬～9 月上旬
試験内容	法令科目（46 問、マークシート式および 40 字記述式） 一般知識科目（14 問、マークシート式）

(2) 合格基準

300 点満点中 180 点以上を取れば合格です（全体の 60%以上の得点）。このように、行政書士試験は絶対評価式で実施されている試験です。ただし、一般知識科目 14 問中 6 問以上（24 点以上）を正解しておくことも必要となります。したがって、一般知識科目 24 点を含んで合計 180 点以上を取れば合格できます。なお、合格率は、現在の試験制度になってからは概ね 5%～10%の間で推移しています。

(3) 平成 24 年度試験出題内訳

		配点	五肢択一式 (1 問 4 点)	多肢選択式 (1 問 8 点)	記述式 (1 問 20 点)
法令 46 問	基礎法学	8 点	2 問	—	—
	憲法	28 点	5 問	1 問	—
	行政法	112 点	19 問	2 問	1 問
	民法	76 点	9 問	—	2 問
	商法	20 点	5 問	—	—
一般知識 14 問	政治経済社会	28 点	7 問	—	—
	情報通信 個人情報保護	16 点	4 問	—	—
	文章理解	12 点	3 問	—	—

(4)出題形式

①五肢択一式

平成 24 年一問題 1

「判例」に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

- 1 判例は、一般的見解によれば、英米法系の国では後の事件に対して法的な拘束力を有する法源とされてきたが、大陸法系の国では法源とはされてこなかった。
- 2 英米法系の国では、判決のうち、結論を導く上で必要な部分を「主文(レイシオ・デシデンダイ)」、他の部分を「判決理由」と呼び、後者には判例法としての拘束力を認めない。
- 3 判例という語は、広義では過去の裁判例を広く指す意味でも用いられ、この意味での判例に含まれる一般的説示が時として後の判決や立法に大きな影響を与えることがある。
- 4 下級審が最高裁判所の判例に反する判決を下した場合、最高裁判所は申立てに対して上告審として事件を受理することができる。
- 5 最高裁判所が、法令の解釈適用に関して、自らの過去の判例を変更する際には、大法院を開く必要がある。

②多肢選択式

平成 24 年一問題 43

次の文章の空欄 ア ～ エ に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

ア 法上の基礎概念である イ は、大きく二つの類型に分類して理解されている。一つは、行政主体とその外部との関係を基準として捉える作用法的 イ 概念である。例えば、行政処分を行う ウ がその権限に属する事務の一部をその エ である職員に委任し、またはこれに臨時に代理させて、私人に対する権限行使を行うような場合、この ウ と エ という区分は、上記の作用法的 イ 概念に基づくものである。もう一つは、各々の イ が担当する事務を単位として捉える事務配分的 イ 概念である。この概念は、現行法制の下では、国家 ア 法のとる制定法上の イ 概念であって、行政事務を外部関係・内部関係に区分することなく全体として把握するとともに、さまざまな行政の行為形式を現実 に即して理解するために適している。

1 行政指導	2 行政訴訟	3 損失補償	4 公務員	5 行政委員会
6 諮問機関	7 責任者	8 賠償	9 警察	10 行政庁
11 行政代執行	12 土地収用	13 内閣	14 行政手続	15 補助機関
16 行政機関	17 参与機関	18 行政救済	19 行政組織	20 法治主義

③40 字記述式

平成 24 年一問題 44

X は、A 県 B 市内に土地を所有していたが、B 市による市道の拡張工事のために、当該土地の買収の打診を受けた。X は、土地を手放すこと自体には異議がなかったものの、B 市から提示された買収価格に不満があったため、買収に応じなかった。ところが、B 市の申請を受けた A 県収用委員会は、当該土地について土地収用法 48 条に基づく収用裁決(権利取得裁決)をした。しかし、X は、この裁決において決定された損失補償の額についても、低額にすぎるとして、不服である。より高額な補償を求めるためには、X は、だれを被告として、どのような訴訟を提起すべきか。また、このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか。40 字程度で記述しなさい。

2 学習方法

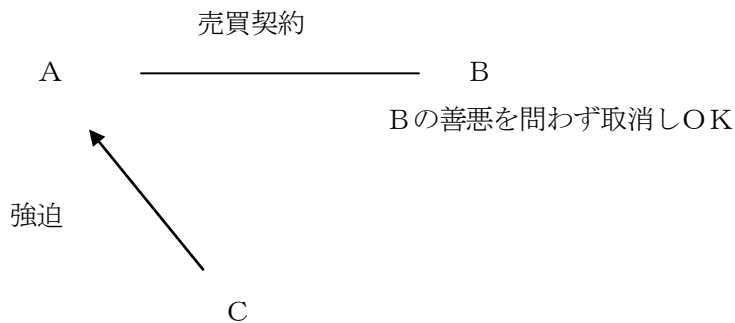
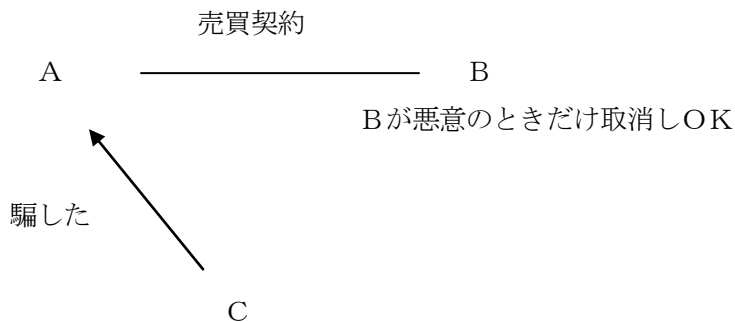
(1) アウトインパラレルでの学習

INPUT（講義）とOUTPUT（問題演習）を少しずつ進めていくスタイルが共通です。テキストで1つのテーマを消化したら、問題集でそのテーマの問題にチャレンジしましょう。これを最初の学習科目である憲法の段階から実施して、各科目を消化していきます。

(2) 条文知識と実際の出題例（民法 96 条 2 項を例にとって）

民法 96 条

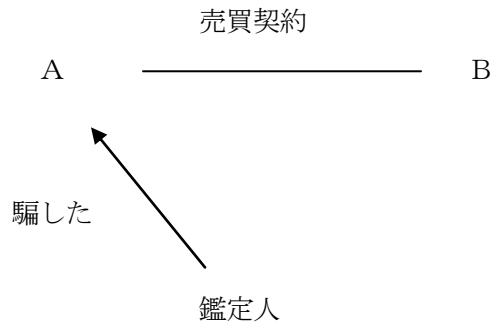
- ① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- ② 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。



【平成 22 年問題 27 肢 3】

AがBに対してA所有の動産を譲渡する旨の意思表示をした場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 3 この動産が骨董品であり、Aが、鑑定人の故意に行った虚偽の鑑定結果に騙された結果、Bに対して時価よりも相当程度安価で当該動産を譲渡するという意思表示をした場合、Bがこの事情を知っているか否かにかかわらず、Aは当該意思表示を取り消すことができない。(×)



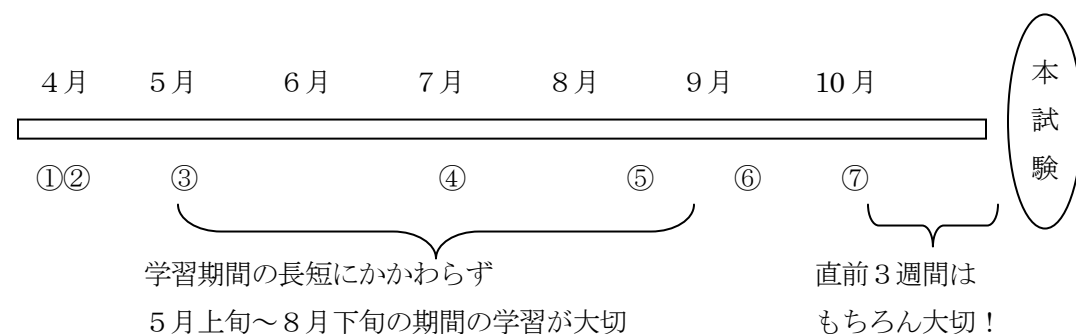
3 学習スケジュール

(1) スケジュールの立案

資格試験の勉強にはスタートとゴールがあります。スタート時期は人それぞれですが、ゴールは共通です。今年の本試験当日において最高のパフォーマンスを発揮して最良の結果を残すことです。本試験において最高のパフォーマンスを発揮するには、そのための良い準備が必要です。そして、スケジュールを立てるときは、スタートからの足し算ではなく、ゴールからの引き算で考えましょう。

破綻することが明らかな無理な学習計画ではダメです。自分のライフスタイルを見つめ、その中でできることを作っていかなければ、日々の勉強を継続させることができないからです。無理のない学習計画、無駄のない学習計画を立て、それを日々実行していくことが合格につながる道なのです。

学習期間が半年程度の場合のおおまかな流れ



①学習スタート

②憲法対策期間

③民法対策期間

④行政法対策期間

⑤一般知識対策期間

⑥補強期間（その他の科目の学習重視 or これまでの復習重視）

⑦直前期対策期間（模試・答練、40字記述対策）

質問で解決しよう！

学習内容や学習方法の疑問点は「i-support 制度」の質問メールなども利用して1つずつ解消してください。

(2) 速修本科生教室講座平日クラスを利用 (ex. 4月入学)

①学習スタート

お申込み (※4月速修本科生クラスで申込む)。

例えば、渋谷校の場合、最初からスタートできるコースだと、平日夜クラスは4月 16 日 (火)、土日クラスは4月 20 日 (土) が初回の講義となります (4月開講クラスの初回講義は憲法第1回)。

②効率的な学習配分

主要3科目にあたる「憲法」・「民法」・「行政法」を学習のメインとし、この科目では高得点を狙うための学習を行いましょう。次に、基準点の設定されている「一般知識」で確実に14問中6問以上を正解するには自分なりの得点計画を立てて、ノルマクリアを意識した学習を行います。なお、合否に直接影響しない「商法」・「基礎法学」は、今年の試験で重要となるテーマだけ抽出して、その箇所の学習を行うのみにとどめましょう。これらは、教室講座に参加できる環境があれば、実際に教室講義に参加して、カリキュラム日程に従って実施するとよいでしょう。

③学習イメージ

「速修本科生」コースの場合、学習の全体的な流れのイメージとしてはこんな感じで教材を使ってみるとよいでしょう。科目ごとに、「基本テキスト」、「トレーニング」(過去問集)、「発展問題集アドバンス」(行政書士試験過去問以外の問題集)の教材があります。また、それとは別に、ミニテスト(前回講義の復習テスト)や科目別答練(自習用教材のまとめテスト)もあります。

1. 第1回講義 テキスト&講義でINPUT。

↓

2. 復習 テキスト掲載の「復習問題」や別冊問題集「トレーニング」の過去問で該当箇所OUTPUT。あわせてテキスト再読。

↓

3. 第2回講義 最初の10分間のミニテスト①(全5問)で前回の確認。間違えたところはテキストに戻って知識を修正。テキスト&講義でINPUT。

↓

4. 科目の復習 「発展問題集アドバンス」にもチャレンジ。「科目別答練」でまとめテストを実施。